

新潟県資源管理方針

	令和2年12月1日
改正	令和3年3月30日
改正	令和3年6月29日
改正	令和3年12月24日
改正	令和4年6月28日
改正	令和5年12月26日
改正	令和6年6月28日
改正	令和7年6月27日
改正	令和7年8月8日
改正	令和8年4月1日
	新潟県告示第253号

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

新潟県は日本海北部に位置し、総延長630kmに及ぶ長い海岸線と佐渡島及び粟島の2島を擁している。中・下越地区には広い大陸棚が広がり、ヒラメ、カレイ類、タイ類などを対象とする底びき網漁業が盛んである。上越地区では沿岸から急深となり、沿岸近くで漁獲されるマダイを始め、ホッコクアカエビやニギスなど深海性の魚種が多く漁獲される。佐渡地区では岩礁域が多く、サザエ・アワビ・ナマコ等を中心とした採介藻漁業が盛んである。また、定置漁業により、主にクロマグロ、ブリ、アジが漁獲されており、刺し網、かご漁業によるカレイ類、タラ類、エビ・カニ類の漁獲も多い。

本県の水産業は、令和5年の生産量で2.8万トン、生産額は134億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業経営体数は1,033経営体、漁業就業者数は1,500人（令和5年）となっており、多くの沿岸地域において、水産業は主要な産業の一つとなっている。このように本県において水産業は、水産物の安定供給に重要な役割を果たしており、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- 1 水域
- 2 対象とする漁業
- 3 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に則して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせる資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に則して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせる資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最善の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第 26 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 30 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第 90 条第 1 項）においても報告が義務づけられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ適切なタイミングで報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報等を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。
- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び新潟県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第 7 新潟県資源管理方針の検討

法第 14 条第 8 項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね 5 年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも 5 年ごとに見直しを行うものとする。

第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針

特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は別紙 1 に、特定水産資源以外の水産資源（法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は別紙 2 に、法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は別紙 3 に、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 1)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県くろまぐろ (小型魚) 漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「許可省令」という。) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。)

(2) 対象とする漁業

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) をとる漁業 (大臣管理区分に係るものを除く。)

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

(1) 当該管理年度中 (2) に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日まで

(2) 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日 (以下「行政機関の休日」という。) は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、当初配分 (くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領 (令和 2 年 12 月 25 日付け 2 水産第 1905 号水産庁資源管理部長通知) 第 2 の 1 に定める配分をいう。以下同じ。) にあつては、全量を新潟県くろまぐろ (小型魚) 漁業に配分する。当該管理年度中に漁獲可能量に変更される場合は、当該知事管理区分に配分された漁獲可能量を当該変更と同様に変更する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

1 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 2)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県くろまぐろ (大型魚) 漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

中西部太平洋条約海域（許可省令第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。）

(2) 対象とする漁業

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）をとる漁業（大臣管理区分に係るものを除く。）

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、当初配分にあつては、全量を新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業に配分する。当該管理年度中に漁獲可能量が変更される場合は、当該知事管理区分に配分された漁獲可能量を当該変更と同様に変更する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

1 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 法第26条第2項の規定に基づく特別管理特定水産資源について

くろまぐろ（大型魚）は法第26条第2項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源である。

（別紙1－3）

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県まあじ漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、まあじをとる水域

(2) 対象とする漁業

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじをとる漁業（大臣管理区分に係るものを除く。）

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として漁獲努力量による管理を行うこととし、当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。

主たる漁業種類	免許数
定置漁業	27

第5 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県まいわし漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、まいわしをとる水域

(2) 対象とする漁業

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしをとる漁業（大臣管理区分に係るものを除く。）

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として漁獲努力量による管理を行うこととし、当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。

主たる漁業種類	免許数又は許可数
定置漁業	27
流し網漁業（調整規則第4条第4号における漁業をいう。）	102

第5 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

(別紙1-5)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県するめいか漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

- (1) 水域
 - (2)の対象とする漁業が、するめいかをとる水域
 - (2) 対象とする漁業
 - 新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかをとる漁業（大臣管理区分に係るものを除く。）
 - (3) 漁獲可能期間
 - 周年
- 2 漁獲量の管理の手法等
- 当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として漁獲努力量による管理を行うこととし、当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。

主たる漁業種類	免許数又は許可数
定置漁業	27
小型機船底びき網漁業（許可省令第 70 条第 2 号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）	196
刺し網漁業（調整規則第 4 条第 5 号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）	425
小型いか釣り漁業（調整規則第 4 条第 7 号に掲げる漁業をいう。）	263

第 5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙 1－6）

第 1 特定水産資源

すけとうだら日本海北部系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県すけとうだら漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

- (1) 水域
 - (2)の対象とする漁業が、すけとうだらをとる水域
- (2) 対象とする漁業
 - 新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がすけとうだらをとる漁業（大臣管理区分に係るものを除く。）
- (3) 漁獲可能期間
 - 周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として漁獲努力量による管理を行うこととし、当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。

主たる漁業種類	許可数
小型機船底びき網漁業	196
刺し網漁業	425
はえ縄漁業（調整規則第 4 条第 6 号に掲げる漁業をいう。）	18

第 5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 1 - 7)

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県まさば・ごまさば漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、まさば・ごまさばをとる水域

(2) 対象とする漁業

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば・ごまさばをとる漁業（大臣管理区分に係るものを除く。）

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として漁獲努力量による管理を行うこととし、当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、それぞれ次の表に掲げるとおりである。

主たる漁業種類	免許数
定置漁業	27

第 5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙1-8)

第1 特定水産資源

ずわいがに日本海系群B海域

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県ずわいがに漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、ずわいがにをとる水域

(2) 対象とする漁業

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がずわいがにをとる漁業（大臣管理区分に係るものを除く。）

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで

(2) 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。当該管理年度中に漁獲可能量が変更される場合は、当該知事管理区分に配分された漁獲可能量を当該変更と同様に変更する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の8割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-9)

第1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県かたくちいわし漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、かたくちいわしをとる水域

(2) 対象とする漁業

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしをとる漁業（大臣管理区分に係るものを除く。）

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

（別紙1-10）

第1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県うるめいわし漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、うるめいわしをとる水域

(2) 対象とする漁業

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわしをとる漁業（大臣管理区分に係るものを除く。）

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

（別紙1-11）

第1 特定水産資源

まだら本州日本海北部系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県まだら漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、まだらをとる水域

(2) 対象とする漁業

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだらをとる漁業（大臣管理区分に係るものを除く。）

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

（別紙1-12）

第1 特定水産資源

ぶり

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県ぶり漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、ぶりをとる水域

(2) 対象とする漁業

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりをとる漁業（大臣管理区分に係るものを除く。）

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1 - 1 3)

第 1 特定水産資源

べにずわいがに日本海系群 (知事許可水域)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

新潟県べにずわいがに漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、べにずわいがにをとる水域

(2) 対象とする漁業

新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がべにずわいがにをとる漁業 (大臣管理区分に係るものを除く。)

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針 (令和 2 年農林水産省告示第 1982 号) の本則の第 1 の 2 (5) に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 2 - 1) 削除

(別紙 2 - 2) 削除

(別紙 2 - 3)

第 1 水産資源

あかがれい日本海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価の親魚量において、提案された目標管理基準値案を維持する。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 2 - 4) 削除

(別紙 2 - 5) 削除

(別紙 2 - 6) 削除

(別紙 2 - 7) 削除

(別紙 2 - 8)

第 1 水産資源

まがれい日本海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源の動向を、2033 年までに増加とする。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 2 - 9)

第1 水産資源

はたはた日本海北部系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源の動向を、2033年までに増加とする。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙2-10) 削除

(別紙2-11) 削除

(別紙2-12) 削除

(別紙2-13) 削除

(別紙2-14) 削除

(別紙2-15) 削除

(別紙3-1) 削除

(別紙3-2)

第1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において、2033年までに、提案された資源量指標値の目標管理基準値案まで回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-3)

第1 水産資源

ひらめ日本海北部系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、2033年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-4)

第1 水産資源

にぎす日本海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、2033年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3 - 5)

第 1 水産資源

さけ(しろぎけ)日本系

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源の動向を、2033 年までに増加とし、来遊尾数を安定的な資源造成が達成できる程度まで回復させる。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3 - 6)

第 1 水産資源

ほっこくあかえび日本海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において、高位の資源水準を維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-7)

第1 水産資源

まだい日本海北・中部

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において、中位の資源水準を維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-8)

第1 水産資源

うすめばる日本海北・中部

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において、中位の資源水準を維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-9)

第1 水産資源

あかむつ日本海

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において、高位の資源水準を維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源

管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-10)

第1 水産資源

さざえ新潟県海域

第2 資源管理の方向性

新潟県が行う資源評価において、中位の資源水準を維持する。なお、国による資源評価において、資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。